

家賃補助制度創設等を求める請願書

(請願の趣旨)

改正住宅セーフティネット法によって創設された、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者・障害者・子育て世帯・低額所得者等の入居を拒まない登録住宅制度（以下「制度」）が2017年10月からスタートしました。登録数は極めて低調で、現状では住宅セーフティネット機能の増加につながっていません。住宅確保要配慮者の範囲が広すぎて誰のための制度なのか明確ではなく、家賃の負担が困難な世帯のための低廉な家賃で提供する専用住宅の供給目標が不明確です。自治体の財政負担や事務負担の増加等も制度の普及を妨げています。家賃や住居費の負担に苦しむ若者・高齢者・一人親世帯等では、家賃の負担が重いために、食費や被服費や医療費などを削減して生活している現状です。改正住宅セーフティネット法が低額所得世帯や最低居住面積水準以下の住宅に暮らしている世帯、借家世帯の平均家賃負担率を上回る高家賃負担を強いられているなど住宅に困窮する人達のための制度として機能するために抜本的な改正が必要です。

同時に、住宅に困窮している人に「一定以上の質を備えた低家賃の住宅」を提供することです。市場の機能を前提にするのではなく、国と自治体が公営住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅に家賃補助制度を創設すること、賃貸住宅の耐震化やバリアフリー改修費用の助成など公的資金を投入し公営住宅を補完する社会住宅化を進めることが重要です。特に家賃補助制度は、低所得者の自立と高齢者の居住の安定、貧困や格差の解消にもつながります。住宅に困窮している人への支援を実効性あるものにするため以下のとおり要望します。

(請願事項)

- ・家賃補助制度を創設すること。
- ・健康で文化的な住宅に暮らすことができるよう公営住宅の供給を促進すること。

氏名	住所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-5-5 御苑フラトー401号

全国借地借家人組合連合会 電話 03-3352-0448

FAX 03-3356-4928

取扱団体